

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 イオンモール新発田
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 村井 正平
(変更後) 梅本 和典
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) イオンリテール株式会社ほか39者
(変更後) イオンリテール株式会社ほか44者
 - (3) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の名称
 - ・株式会社K-GOLDインターナショナル
(変更前) 株式会社カワシマゴールド
(変更後) 株式会社K-GOLDインターナショナル
 - ・ほか1者
 - (4) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表執行役 村井 正平
(変更後) 代表執行役 梅本 和典
 - ・ほか5者
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 - ・株式会社ポイント
(変更前) 茨城県水戸市泉町3-1-27
(変更後) 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー
- 3 変更年月日
 - ・2(1) 平成25年3月1日
 - ・2(2)(3)(4)(5) 平成25年4月30日
- 4 変更の理由
 - ・2(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更による。
 - ・2(2)(3)(4)(5) 小売業者の社名変更・代表者及び住所の変更による。
- 5 届出年月日
平成25年5月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年6月7日から平成25年10月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp